

手続きに必要な書類一覧

	国民年金			厚生年金	共済年金		国民健康保険
手続き	遺族基礎年金	寡婦年金	死亡一時金	遺族厚生年金	遺族共済年金	埋葬料	葬祭費
申請年限	5年以内	5年以内	2年以内	5年以内	5年以内	2年以内	2年以内
印鑑	○	○	○	○	○	○	○
印鑑証明							
住民票	○世帯全員の写し	○世帯全員の写し	○世帯全員の写し	○世帯全員の写し	○世帯全員の写し	○	
戸籍謄本(抄本)	○	○	○	○	○	○	
除籍謄本(抄本)							
死亡診断書	○	○	○	○	○	○	
死亡者の年金手帳(証書)	○	○	○	○	○		
保険証書							○
その他	請求者の年収が600万円未満である事を証明できる書類 振込金融機関名と口座番号						死亡を証明する書類
備考	『遺族基礎年金裁定請求書』に記入	『寡婦年金裁定請求書』に記入	『死亡一時金裁定請求書』に記入	『遺族厚生年金裁定請求書』に記入	『遺族共済年金裁定請求書』に記入	『葬祭料請求書』に記入	『葬祭費支給申請書』に記入

※個々のケースにより、様々な添付書類を求められますので、申請の窓口で具体的に確認する必要があります。

(注)△マークは抄本です

	健康保険		労災保険		生命保険	簡易保険
手続き	埋葬料(費)	家族埋葬料	埋葬料	遺族(補償)年金	保険金	保険金
申請年限	2年以内	2年以内	2年以内	5年以内	3年以内	5年以内
印鑑		○	○	○	○	○
印鑑証明					○保険金受取人	
住民票				○		
戸籍謄本(抄本)				○	△保険金受取人	
除籍謄本(抄本)				○	△被保険人	
死亡診断書	○または埋火葬証の写し	○または埋火葬証の写し	○または死体検案書	○または死体検案書	○	○
死亡者の年金手帳(証書)						
保険証書						
その他	被扶養者による請求の場合は、死亡診断書等に代えて死亡に関する事業主に証明でもよい。		賃金台帳その各種類の添付書類が必要		最終の支払い保険の領収書	領収書
備考	『埋葬料(費)請求書』に記入	『家族埋葬料請求書』に記入	『埋葬料請求書』に記入	『遺族(補償)年金請求書』『遺族(補償)一時金支給請求書』に記入	『死亡保険金請求書』入院給付金特約がある場合は(入院証明書)	『死亡保険金請求書』入院給付特約がある場合は(入院証明)

※個々のケースにより、様々な添付書類を求められますので、申請の窓口で具体的に確認する必要があります。